

## 第6章 かわまちづくりの推進

### 6-1 かわまちづくりの推進体制

#### (1)現在の河川敷地の占用について

河川敷地の占用は、原則、公的主体(地方公共団体など)に限られています。

このため、現在、多摩川河川敷地では、国と本市で取り交わしている「包括占用<sup>3</sup>」により市が一部区域を占用しており、市民や団体などが多摩川緑地公園グラウンドなどでスポーツやイベントを行おうとした場合、市民や団体などは市に利用申請を提出することになっています。

#### (2)「河川空間のオープン化」について(都市・地域再生等利用区域の指定)

上記のような河川敷地の占用が行われてきた中で、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受けて、平成23(2011)年に河川敷地占用許可準則が改正され、一定の要件を満たす場合は、特例として民間事業者なども営業活動を行うことができるようになりました。これを「河川空間のオープン化」と言います。

##### ①河川空間のオープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について、地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。(治水上及び利水上の支障がないことなど)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

##### ②占用主体

占用主体の種類

種類	内容	詳細	備考
第1号	準則第6号に掲げる占用主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共性、公益性を有する主体(公的主体)。</li> <li>● 占用施設を自ら使用するほか、営業活動を行う事業者などに使用させることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体</li> <li>● 都市再生推進法人</li> <li>● 自治体を含む協議会など</li> </ul>
第2号	営業活動を行う事業者など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川管理者、地方公共団体などで構成する河川敷地の利用調整に関する協議会などにおいて適切であると認められたもの。</li> <li>● 協議会によること以外にも、地元市町村の同意など、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式会社</li> <li>● 有限会社</li> <li>● 自治体を含まない任意の団体など</li> </ul>
第3号	営業活動を行う事業者など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川管理者の判断により占用許可を行うもの。</li> </ul>	-

##### ③占用許可期間

10年以内です。

<sup>3</sup> 包括占用とは、治水上、環境の保全上などの河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的な利用方法を決定できる制度であり、駐車場、売店、トイレなどを適正な個所に配置することができます。なお、包括占用の占用主体は、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずるものに限られます。

### (3)推進体制の設定

多摩川の河川敷地(本市内の一部区域)は、現在、本市による「包括占有」を行っています。  
 しかし、今後、「かわ」と「まち」を含めた地域において一層の賑わいづくりを進めていくためには、民間事業者や団体などによる河川敷地の柔軟かつ積極的な活用を目指していくことが適当であると考えています。

このため、多摩川河川敷においては、将来的に「河川空間のオープン化(都市・地域再生等利用区域の指定)」を進め、民間事業者や団体などが占有主体になるため、第2号の指定に向けた検討を行うことが必要であると考えています。

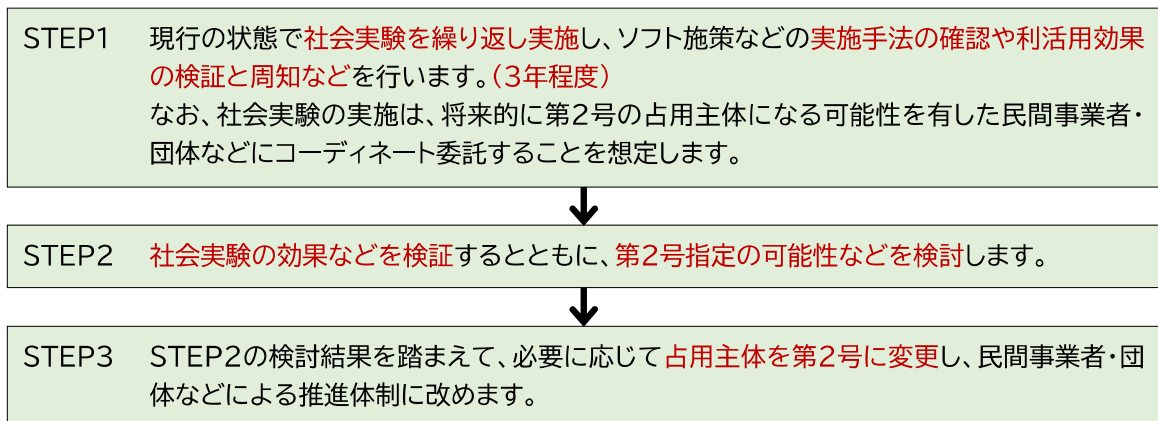
#### ①すぐに民間事業者や団体などに占有主体になってもらうことは困難

占有主体の種類は、第2号が望ましいと考えますが、主体となって営業活動を行う民間事業者や団体などを探するのは困難です。

このため、当初は市が占有主体として、社会実験を行っていくことを考えています。

#### ②想定する今後の推進体制について

上記の内容を踏まえて、想定する今後の推進体制は、以下のとおり進めることを考えています。



## 6-2 かわまちづくりの推進管理体制

### (1) 推進管理体制とは

推進管理体制とは、「かわまちづくり計画」で位置づけたハード施策とソフト施策の進捗や、「推進体制」により進められる河川敷地の占用と営業活動などの管理を行う主体のことを言います。

### (2) 推進管理体制の設定

基本理念や基本方針の実現に向けて、社会実験や社会ニーズの調査を行うとともに、多摩川に関わる多様な主体と情報交換や意見交換を行いつつ、「かわまちづくり計画」の推進や管理を地域と連携して進めていく、「(仮称)狛江・和泉多摩川かわまちづくり推進管理協議会」を設置します。



## 6-3 評価指標

### (1) 評価指標の設定について

基本理念や基本方針の達成状況を把握するため、評価指標を以下の2点に留意して設定します。

**① 評価指標などは、「アウトカム」の視点で設定します。**

※「アウトカム」とは、成果に関する指標。「アウトプット」の結果としてもたらされた成果。

**② 達成状況は、以下の視点から把握することを予定します。**

- ・まちの賑わいについて
- ・交流人口について
- ・利用者などの満足度について

### (2) 目標数値（定量的目標）

目標数値（定量的目標）

評価指標	目標数値
多摩川河川敷の利用人数（多摩川緑地公園グラウンドの利用人数を除く）	100,000人
多摩川河川敷の整備や活用などに対して満足している市民の割合	84.0% <sup>※1</sup>

※1：前期基本計画で「狛江市に愛着や誇りを持っている市民の割合」に対する目標値(令和6年度末)が、84.0%に設定されている。

#### 参考：評価指標と関連するデータ

視点	評価指標	関連するデータと近年の値										
		関連するデータ	近年の値									
まちの賑わい	多摩川河川敷の利用人数	多摩川河川敷の利用申請件数と利用人数 [環境政策課]	<table border="1"> <tr> <td>件数</td> <td>利用人数</td> </tr> <tr> <td>・令和 3(2021)年度</td> <td>103件 18,182人</td> </tr> <tr> <td>・令和 4(2022)年度</td> <td>94件 64,594人</td> </tr> </table>	件数	利用人数	・令和 3(2021)年度	103件 18,182人	・令和 4(2022)年度	94件 64,594人			
		件数	利用人数									
・令和 3(2021)年度	103件 18,182人											
・令和 4(2022)年度	94件 64,594人											
多摩川緑地公園グラウンドの利用申請件数と利用人数 [統計こまえ]	<table border="1"> <tr> <td>件数</td> <td>利用人数</td> </tr> <tr> <td>・令和 3(2021)年度</td> <td>1,682件 45,281人</td> </tr> <tr> <td>・令和 4(2022)年度</td> <td>1,835件 40,337人</td> </tr> </table>	件数	利用人数	・令和 3(2021)年度	1,682件 45,281人	・令和 4(2022)年度	1,835件 40,337人					
件数	利用人数											
・令和 3(2021)年度	1,682件 45,281人											
・令和 4(2022)年度	1,835件 40,337人											
交流人口	鉄道駅の乗降人員数	和泉多摩川駅利用	<table border="1"> <tr> <td>・令和 3(2021)年度</td> <td>・定期</td> <td>7,934人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・定期外</td> <td>4,380人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・合計</td> <td>12,314人</td> </tr> </table>	・令和 3(2021)年度	・定期	7,934人		・定期外	4,380人		・合計	12,314人
・令和 3(2021)年度	・定期	7,934人										
	・定期外	4,380人										
	・合計	12,314人										
利用者などの満足度	多摩川河川敷の整備や活用などに対して満足している市民の割合	狛江市に愛着や誇りを持っている市民の割合 [狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート]	<table border="1"> <tr> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>・令和 4(2022)年度</td> <td>77.3%</td> </tr> <tr> <td>・令和 5(2023)年度</td> <td>76.6%</td> </tr> </table>	割合	・令和 4(2022)年度	77.3%	・令和 5(2023)年度	76.6%				
割合												
・令和 4(2022)年度	77.3%											
・令和 5(2023)年度	76.6%											

※その他 SNS を活用した調査など、社会情勢に応じて有効な評価指標があれば活用を検討します。